

岐阜県では平成20年4月より、「障害」を「障がい」と表記することとしているが、国や県が定める法令に規定されている用語、名称等や団体、機関等の固有名称は「障害」の表記を用いることとしているため、本試験においては、「障害」の表記で統一して出題している。

令和5年度採用 教職教養

志願種別	
受験番号	

【1】次のア～オの文章は、学校教育にかかる法令の記載内容の一部である。□A～□Eに当てはまる言葉の組合せとして正しいものを下記の①～⑤の中から一つ選べ。

ア □Aは、その学校に在学する児童等の指導要録を作成しなければならない。
(学校教育法施行規則 第二十四条)

イ □Bは、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。
(学校保健安全法 第二十条)

ウ 公立の学校(大学を除く。)の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の□Cが、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。
(学校教育法施行令 第二十九条)

エ □Dは、教育上必要があると認めるとときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
(学校教育法 第十一条)

オ 非常変災その他急迫の事情があるときは、□Eは、臨時に授業を行わないことができる。
(学校教育法施行規則 第六十三条)

- ① A 校長 B 学校の設置者 C 教育委員会 D 教職員 E 校長
② A 学級担任 B 校長 C 教育長 D 教職員 E 教育委員会
③ A 校長 B 校長 C 教育長 D 教職員 E 教育委員会
④ A 学級担任 B 校長 C 教育委員会 D 校長及び教員 E 校長
⑤ A 校長 B 学校の設置者 C 教育委員会 D 校長及び教員 E 校長

【2】次の文章は、「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～（令和3年3月　学校教育における人権教育調査研究協力者会議）　I．学校における人権教育の推進　2．人権教育の総合的な推進　（1）人権教育の充実を目指した教育課程の編成」の記述の一部である。〔ア〕～〔エ〕に当てはまる言葉の組合せとして正しいものを下記の①～⑤の中から一つ選べ。

〔ア〕においては、各教科等の形で「人権教育」が設定されていないため、学校における人権教育は、各教科や「特別の教科　道徳」、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、〔イ〕を通じて行うこととなる。その際には、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、〔ウ〕を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・〔エ〕に効果を上げられるようにしていくことが重要であると第三次とりまとめでは言及されている。

- | | |
|----------|----------|
| ① ア 教育課程 | イ 教育活動全体 |
| ウ 判断力 | エ 相乗的 |
| ② ア 学校教育 | イ 授業時間全体 |
| ウ 実践力 | エ 総合的 |
| ③ ア 教育課程 | イ 授業時間全体 |
| ウ 判断力 | エ 相乗的 |
| ④ ア 教育課程 | イ 教育活動全体 |
| ウ 実践力 | エ 相乗的 |
| ⑤ ア 学校教育 | イ 授業時間全体 |
| ウ 判断力 | エ 総合的 |

【3】 次の文章は、「教育基本法（平成18年法律第120号）」の記述の一部である。

ア～ウに当てはまる言葉の組合せとして正しいものを下記の①～⑤の中から一つ選べ。

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かなアを培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、イを重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、ウに寄与する態度を養うこと。

① ア 情操と道徳心 イ 勤労 ウ 国際社会の平和と発展

② ア 情操と道徳心 イ 個性 ウ 社会経済の更なる発展

③ ア 人間性と学力 イ 勤労 ウ 国際社会の平和と発展

④ ア 人間性と学力 イ 個性 ウ 国際社会の平和と発展

⑤ ア 人間性と学力 イ 勤労 ウ 社会経済の更なる発展

【4】 次の文章は、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和3年1月26日 中央教育審議会）」の記述の一部である。□ア～□オに当てはまる言葉の組合せとして正しいものを下記の①～⑤の中から一つ選べ。

- (略) 教師が支援の必要な子供により重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「□ア」が必要である。
- (略) 教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する「□イ」も必要である。
- これからの中学校においては、子供が「個別最適な学び」を進められるよう、教師が専門職としての知見を活用し、子供の実態に応じて、学習内容の確実な定着を図る観点や、その理解を深め、広げる学習を充実させる観点から、カリキュラム・マネジメントの充実・強化を図るとともに、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、□ウに学習を調整することができるよう促していくことが求められる。
- さらに、「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、これまでにも「日本型学校教育」において重視されてきた、□エや体験活動などを通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な□オを育成する「協働的な学び」を充実することも重要である。

- | | | | |
|---|------------------------|---------------------|-------|
| ① | ア 指導の個別化
エ 探究的な学習 | イ 学習の個性化
オ 資質・能力 | ウ 主体的 |
| ② | ア 学習の個性化
エ 問題解決的な学習 | イ 指導の個別化
オ 実践力 | ウ 主体的 |
| ③ | ア 学習の個性化
エ 問題解決的な学習 | イ 指導の個別化
オ 実践力 | ウ 発展的 |
| ④ | ア 指導の個別化
エ 問題解決的な学習 | イ 学習の個性化
オ 実践力 | ウ 発展的 |
| ⑤ | ア 学習の個性化
エ 探究的な学習 | イ 指導の個別化
オ 資質・能力 | ウ 主体的 |

【5】 次の文章は、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（令和元年10月25日 文部科学省）1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方」の記述の一部である。〔ア〕～〔エ〕に当てはまる言葉の組合せとして正しいものを下記の①～⑤の中から一つ選べ。

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、〔ア〕という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が〔イ〕を主体的に捉えて、〔ウ〕することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや〔エ〕や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

- | | | | |
|---|----------------------------|----------|----------|
| ① | ア 学校に登校する
エ 体力・運動能力の低下 | イ 自らの進路 | ウ 社会的に自立 |
| ② | ア 学校に登校する
エ 進路選択上の不利益 | イ 自らの進路 | ウ 社会的に自立 |
| ③ | ア 学校に登校する
エ 進路選択上の不利益 | イ 不登校の要因 | ウ 不登校を克服 |
| ④ | ア 学校生活への適応
エ 体力・運動能力の低下 | イ 不登校の要因 | ウ 社会的に自立 |
| ⑤ | ア 学校生活への適応
エ 進路選択上の不利益 | イ 自らの進路 | ウ 不登校を克服 |

【6】 マズローが唱えた欲求階層理論について、下層の欲求から上層の欲求の順として正しいものを下記の①～⑤の中から一つ選べ。

- ① 安全の欲求 → 生理的欲求 → 承認（自尊）の欲求 → 自己実現の欲求
→ 所属と愛情の欲求
- ② 安全の欲求 → 生理的欲求 → 所属と愛情の欲求 → 承認（自尊）の欲求
→ 自己実現の欲求
- ③ 生理的欲求 → 安全の欲求 → 所属と愛情の欲求 → 承認（自尊）の欲求
→ 自己実現の欲求
- ④ 生理的欲求 → 安全の欲求 → 承認（自尊）の欲求 → 所属と愛情の欲求
→ 自己実現の欲求
- ⑤ 生理的欲求 → 安全の欲求 → 承認（自尊）の欲求 → 自己実現の欲求
→ 所属と愛情の欲求

【7】次のA～Cの文章は、適応機制のおもな方法について説明したものである。各説明文に当てはまる言葉の組合せとして正しいものを下記の①～⑤の中から一つ選べ。

- A 自分の成績が悪い時に、「先生の教え方が良くないから」と言うように、自己の行動や失敗を正当化するように理屈づけを行うこと。
- B 自己にとって都合の悪い欲求や感情を意識下におさえつけて心理的安定をはかるうとするもの。
- C 自己が許容することができない自己の欲求や感情を、他者の中に移しかえ、責めを他者に帰すこと。

- ① A 逃避 B 退行 C 反動形成
- ② A 逃避 B 抑圧・抑制 C 投影
- ③ A 逃避 B 抑圧・抑制 C 反動形成
- ④ A 合理化 B 抑圧・抑制 C 投影
- ⑤ A 合理化 B 退行 C 反動形成

【8】 次のア～エの文章は、教育心理学に関する理論についてまとめたものである。その内容として正しいものの組合せを下記の①～⑤の中から一つ選べ。

ア 学習性無力感とは、成功する可能性がまったくない状態と信じるために起こる失敗の期待である。つまり、学習場面で繰り返し失敗を経験している人に見られる現象で、いくらがんばっても無駄だと思い込んでしまうことである。

イ 内発的動機づけとは、報酬や罰などの個人の外にある要因にもとづく動機づけであり、その行動は結果が得られることにより終結するものである。

ウ 長期記憶は、容量は無限で、半永久的に情報を貯蔵するとされる。

エ エピソード記憶とは、一般的な事実や事象についての記憶をいう。言語（例：漢字の読み書き）や規則（例：文法）、概念（例：目玉焼きは卵料理である）をさす。

- ① アとイ ② アとウ ③ イとウ ④ イとエ
⑤ ウとエ

【9】 次の文章は、「学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年法律第47号)」の記述の一部である。ア～エに当てはまる言葉の組合せとして正しいものを下記の①～⑤の中から一つ選べ。

第三条 学校教育の情報化の推進は、情報通信技術の特性を生かして、個々の児童生徒の
ア等に応じた教育、イのある教育（児童生徒の主体的な学習を促す教育をい
う。）等が学校の教員による適切な指導を通じて行われることにより、各教科等の指導
等において、情報及び情報手段をウに選択し、及びこれを活用する能力の体系的
な育成その他の知識及び技能の習得等（心身の発達に応じて、基礎的な知識及び技能
を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要なエその他
の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことをいう。）が効果的に図られる
よう行われなければならない。

- | | | | |
|---|--------------------------|--------|-------|
| ① | ア 能力、特性
エ 情報活用能力 | イ 双方向性 | ウ 具体的 |
| ② | ア 興味、関心
エ 情報活用能力 | イ 双方向性 | ウ 具体的 |
| ③ | ア 能力、特性
エ 思考力、判断力、表現力 | イ 双方向性 | ウ 主体的 |
| ④ | ア 能力、特性
エ 情報活用能力 | イ 専門性 | ウ 具体的 |
| ⑤ | ア 興味、関心
エ 思考力、判断力、表現力 | イ 専門性 | ウ 主体的 |

【10】 次の文章は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」の記述の一部である。ア～オに当てはまる言葉の組合せとして正しいものを下記の①～⑤の中から一つ選べ。

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行うアな影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等がイものをいう。

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめのウに取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等のエに重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間オを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- | | | |
|-----------------------------|------------------------------|------------|
| ① ア 心理的又は物理的
エ 身体、精神又は学業 | イ 被害を訴えている
オ 学校を欠席すること | ウ 防止及び早期発見 |
| ② ア 一方的又は継続的
エ 身体、精神又は学業 | イ 心身の苦痛を感じている
オ 学校を欠席すること | ウ 根絶及び予防教育 |
| ③ ア 一方的又は継続的
エ 生命、心身又は財産 | イ 被害を訴えている
オ 心理的な圧迫 | ウ 防止及び早期発見 |
| ④ ア 心理的又は物理的
エ 身体、精神又は学業 | イ 心身の苦痛を感じている
オ 心理的な圧迫 | ウ 根絶及び予防教育 |
| ⑤ ア 心理的又は物理的
エ 生命、心身又は財産 | イ 心身の苦痛を感じている
オ 学校を欠席すること | ウ 防止及び早期発見 |

令和5年度採用 解答表（教職教養）

問題	【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
正解	⑤	④	①	①	②

問題	【6】	【7】	【8】	【9】	【10】
正解	③	④	②	③	⑤